

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第5部門第3区分
【発行日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【公開番号】特開2018-204818(P2018-204818A)
【公開日】平成30年12月27日(2018.12.27)
【年通号数】公開・登録公報2018-050
【出願番号】特願2017-107785(P2017-107785)
【国際特許分類】

F 2 4 F 6/00 (2006.01)

【F I】

F 2 4 F 6/00 B

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月16日(2019.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

器具本体と、当該器具本体内にあり水を貯水する貯水タンクと、当該貯水タンクに載置され空気が流通する空気流通路と、前記貯水タンク内の水から加湿空気を発生させる加湿空気発生手段と、前記器具本体に形成された吸気口から吸い込んだ空気を前記空気流通路を介して前記貯水室内を通過させ加湿空気を送風口から送風する送風ファンと、を備え、

前記空気流通路を載置場所に固定する固定部材が前記貯水タンクに固定されている取り付け金具に着脱手段を介して設けられていることを特徴とする加湿装置。

【請求項2】

前記空気流通路は、前記貯水タンクの上流側に載置され前記器具本体から吸い込んだ乾燥空気が通過する風洞と、前記貯水タンクの下流側に載置され前記貯水タンク内で発生した加湿空気が通過する気水分離ケースと、で構成されたことを特徴とする請求項1記載の加湿装置。

【請求項3】

前記固定部材には、前記風洞、及び前記気水分離ケースを前記貯水タンクの載置場所へ案内する切り欠きが設けられていることを特徴とする請求項2記載の加湿装置。

【請求項4】

前記取り付け金具は、両端が前記貯水タンクのタンク壁面と接合する接合面と、当該接合面の間にあり前記タンク壁面と略平行で離れた位置にある取り付け面と、を有し、

前記固定部材は、前記取り付け面と接着する接着面を有し、

前記着脱手段はネジで構成され、

前記取り付け面と前記接着面とを前記ネジで螺着することで、前記固定部材が前記取り付け金具に取り付けられることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載の加湿装置。

【請求項5】

前記ネジにより前記固定部材を前記取り付け金具に取り付けたとき、前記ネジの先端が前記タンク壁面に達しないことを特徴とする請求項4記載の加湿装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

42は空気流通路としての風洞15及び気水分離ケース17を貯水タンク8上部の載置する場所に固定する固定部材であり、当該固定部材42は、貯水タンク8の上部に載置される風洞15及び気水分離ケース17の端面43を貯水タンク8の上部を構成するフランジ面44方向へ押さえつけて固定するバネ部45と、当該バネ部45に形成され風洞15及び気水分離ケース17を貯水タンク8へ載置するとき組み付け位置を案内する切り欠き46と、取り付け金具37へ固定部材42を取り付けるときに取り付け面39と接着する接着面47と、当該接着面47に複数形成されネジ40が螺着可能な固定部材側ネジ穴48とで構成されており、取り付け金具側ネジ穴41と固定部材側ネジ穴48とを貫通してネジ40が螺着することで、固定部材42が取り付け金具37に取り付けられる。